

6章 計画的な推進

1節 計画の推進体制

本計画の推進は、「宮城県環境マネジメントシステム」に基づき、知事を統括者として設置している環境管理組織により推進し、施策や事業の計画（Plan）、実施及び運用（Do）、実施状況の点検・評価（Check）、内容等の見直し（Act）といったPDCAサイクルに沿って進行管理を行います。また、学識経験者等で構成された「宮城県環境審議会」に進捗状況を報告し、進行管理に関する意見や助言を頂くとともに、政策評価・施策評価の結果も踏まえ、必要な見直しを行い、計画を推進します。

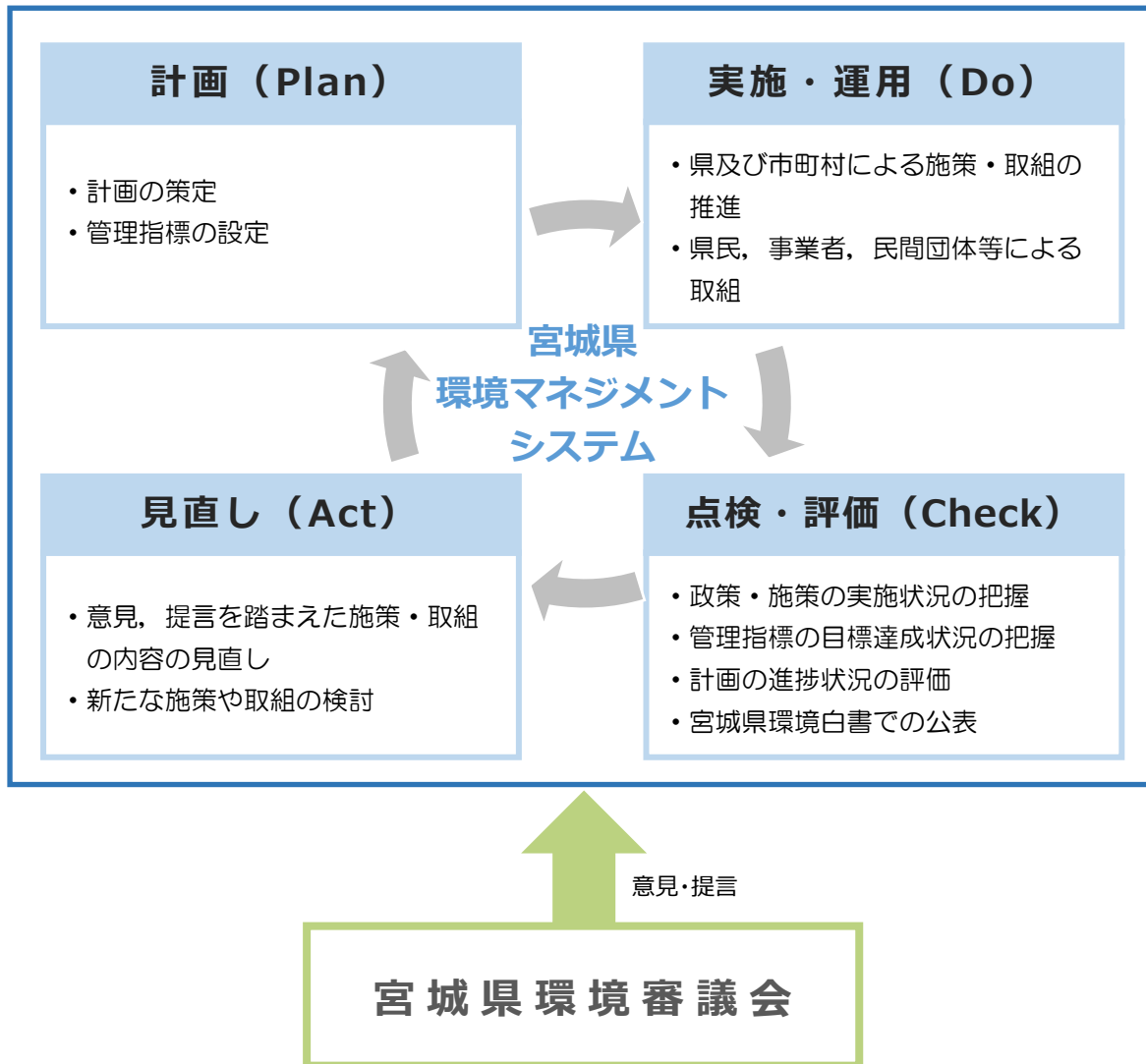


図 53：計画の推進体制と進行管理

2節 計画の進行管理

本計画の目指す将来像の実現に向けた施策を確実に実施し、計画期間内の新たな環境の課題や社会経済情勢の変化等、様々な状況の変化に柔軟に対応するため、本計画の進行管理を以下のように実施します。

(1) 管理指標

本計画の進捗を示す管理指標及び目標値を設定し、年度ごとに点検・評価を行います。

(2) 計画の点検・評価結果の公表

本計画の進捗状況の点検及び評価の結果については、毎年度、宮城県環境白書に取りまとめ、県議会等に報告するとともに、公表して県民、事業者等から意見を頂きます。

(3) 計画の見直し

本計画の進捗状況の点検及び評価結果、宮城県環境審議会からの意見や提言、県民、事業者、民間団体及び市町村等から寄せられる意見並びに新たな環境の課題や社会経済情勢の変化等を考慮して、おおむね5年を目途に見直しを行います。

3節 宮城県環境基本計画に連なる個別計画

本計画の4つの政策で設定した各施策は、主に各分野の個別計画により推進することとしています。以下に、各個別計画の概要を示します。

政策1 脱炭素社会の構築

宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（平成30年10月策定）

- 概要： ○県の地球温暖化対策に関する施策の基本的方向性を示すとともに、あらゆる主体にとって、脱炭素社会の形成を実現するための指針となる計画です。
- 「地球温暖化の進行を抑制するための対策（緩和策）」と「気候変動の影響による被害を回避・軽減するための対策（適応策）」を車の両輪として相互に関連付けながら、環境・経済・社会の持続的な発展を図り、地球温暖化や気候変動の影響の課題解決に向けた各種施策を推進します。
- 今後、地球温暖化による影響が深刻化するおそれがあり、より一層地球温暖化対策に取り組む必要があることから、2030（令和12）年度の県内の温室効果ガス排出量を、国の地球温暖化対策計画の目標である26%よりも高い31%削減（2013（平成25）年度比）することを目標としています。

計画期間： 平成30年度～令和12年度

再生可能エネルギー・省エネルギー計画（平成30年10月策定）

- 概要： ○「宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例（平成14年宮城県条例第41号）」に基づき、再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定した計画であり、宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の温室効果ガス排出削減目標達成に向けた重点施策の柱である再生可能エネルギー等の導入促進と省エネルギーの促進に関する実施計画として位置付けられています。
- 「県民総ぐるみの省エネルギー行動の促進」、「省エネ化した建物・設備の導入促進」、「太陽光発電設備の更なる導入促進と継続利用の促進」、「地域に根ざした再生可能エネルギーの導入と地域での活用促進」、「震災の経験を踏まえ、環境と防災に配慮したエコタウンの形成促進」、「産学官連携によるエネルギー設備等環境・エネルギー関連産業の振興」、「水素社会の構築に向けた取組促進」の7つの施策分野ごとに取組を展開します。
- 2030（令和12）年度の県内の再生可能エネルギー等導入量を2.2倍（2013（平成25）年度比）とすることなどを目標にしています。

計画期間： 平成30年度～令和12年度

政策2 循環型社会の形成

宮城県循環型社会形成推進計画（第2期）（平成28年3月策定）

- 概要： ○「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）」に基づく地域計画と「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づく県廃棄物処理計画の2つの性格を合わせ持ち、東日本大震災後に廃棄物の排出量が高止まりしている状況を踏まえ、「リスタート！みやぎの3Rーリデュース・リユース・リサイクル」を基本理念とし、全ての主体が「循環型社会」の構築を目指して、連携・協働して取組を進められるようにするための計画です。
- 基本方針である「全ての主体の行動の促進」、「循環型社会を支える基盤の充実」、「循環資源の3R推進」、「廃棄物の適正処理」に総合的かつ計画的に取り組み、廃棄物の排出量やリサイクル率等の目標の達成を目指します。
- 一般廃棄物と産業廃棄物それぞれの「排出量」、「リサイクル率」、「最終処分率」について、令和2年度における目標値を設定しています。

計画期間： 平成28年度～令和2年度

政策3 自然共生社会の形成

宮城県自然環境保全基本方針（平成18年11月改訂）

- 概要： ○「自然環境保全条例（昭和47年宮城県条例第25号）」に基づき、県の自然環境の保全を図るための基本方針として定めたものです。
- 基本目標として「健全な生態系の保全と生態系ネットワークの形成（場の確保）」、「生物多様性の保全と自然環境の再生（質の確保）」、「豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり（主体の確保）」の3つを掲げており、それぞれについて各種計画、事業により実現を図ります。
- 計画期間： なし

宮城県生物多様性地域戦略（令和2年3月改訂）

- 概要： ○県が策定した他の計画及び当該計画に基づく、生物多様性の保全とその持続可能な利用に関する施策や事業の基本方針となるものです。
- 「宮城県環境基本計画」や「宮城県自然環境保全基本方針」に示された考え方を踏まえて、宮城県における生物多様性の保全と、その持続可能な利用に関する中・長期的な考え方をまとめた地域戦略となっています。
- 「自然に寄り添い、自然と共に生きるふるさと宮城」を将来像とし、「豊かな自然を守り育てる」、「豊かな自然の恵みを上手に使う」、「豊かな自然を引き継ぐ」などの取組を、様々な主体が分野や地域を越えて連携し、推進します。
- 計画期間： 平成27年度～令和16年度

政策4 安全で良好な生活環境の確保

宮城県水循環保全基本計画（平成28年3月改訂）

- 概要： ○宮城県の恵まれた水環境を次代へ引き継ぎ、快適な社会生活を営むことができる社会の実現に向けて、県民・事業者・行政機関等地域社会を構成する全ての者が公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むための基本的な方向性を示した計画です。
- 県内の5流域ごとに、「流域水循環計画」を策定することとしており、令和元年度現在で北上川流域、名取川流域、鳴瀬川流域の3流域で策定しています。残る南三陸海岸流域、阿武隈川流域については、東日本大震災などの災害復旧状況をみながら、令和2年度以降に策定する予定となっています。
- 計画の達成目標として「清らかな流れ」、「豊かな流れ」、「安全な流れ」、「豊かな生態系」の4つの要素を設定しており、流域における水質の改善などを目指しています。
- 計画期間： 平成18年度～令和2年度

宮城県自動車交通環境負荷低減計画（平成29年3月改訂）

- 概要： ○自動車交通に伴う環境負荷の低減対策の基本的な考え方とその目標を示し、自動車交通公害問題の解決を図るとともに、地球温暖化の防止に寄与することを目的とする計画です。
- 「自動車単体対策」、「道路構造対策」、「発生交通量低減対策」、「交通流対策」、「沿道対策」、「普及啓発」、「調査測定」の7対策と、重点対策として「低公害車の普及促進」、「エコドライブ運動の普及促進」、「仙台都市圏における総合的な施策の推進」を掲げ、総合的に施策を展開することで、自動車の交通に関する大気汚染や騒音の目標達成を目指します。
- 計画期間： 平成18年度～令和2年度